

令和3年2月18日

各支部長の皆様

一般社団法人東京学芸大学同窓会
理事長 和田 利次

「終身会員の加入手続き」に関するお願い

日頃より、一般社団法人東京学芸大学同窓会に御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、すでに御存知の通り、東京学芸大学同窓会では、長きにわたり、同窓会の発展と後輩の御指導のために御尽力いただきました会員の皆様に、御退職後も「終身会員」として引き続き加入いただき、同窓会に御協力・御指導を賜りたくお願い申し上げます。そして、終身会員になられた管理職の方々には、「管理職等名簿」に氏名・退職時の勤務校等を記載し、機関誌「學藝」を毎号お届けしています。

しかし、以前は、調査部がその年度の「管理職等名簿」を見て対象者（60歳の管理職）を探し、会員の個人宛に個別に御連絡していたため、名簿から退職者を探して案内を送付する作業が非常に複雑であるとともに、該当者のチェック漏れをしてしまうことがありました。また、再任用管理職は、現役扱いとなり、現職を退職されるまで終身会員になれないため、再任用を経て退職する際や早期退職する際に、案内が本人の手元に届かないというデメリットもありました。

そこで、平成28年度より、「終身会員の加入手続き」を以下のように変更しています。支部長の皆様には、大変御多用のところ、御手数をおかけいたします。御理解の上、御協力をよろしくお願いいたします。

【参考】終身会員の加入手続きについての流れ（支部長用）

- ① 2月の支部長会において、調査部より各支部長に「終身会員の加入案内」「終身会員申込書」を配布します。
- ② 各支部長は、退職予定の管理職の方（早期退職・定年退職・再任用退職）に、上記の2つの文書「終身会員の加入案内」「終身会員申込書」を渡してください。
- ③ 加入希望者には、各自で手続きをしていただきます。
→郵便局に置いてある「一般の払込取扱票」（青枠）に記入例のように書いて、1万円を送金します。（送金は1回のみ）
- ④ 加入希望者は、「終身会員申込書」と「振替受付票のコピー」を調査部副部長に送り、加入手続きをしたことを所属支部の支部長に連絡していただきます。
- ⑤ 「終身会員申込書」にメールアドレスを御記入いただいた方には、6月下旬を目途に、調査部より終身会員番号をメールにて御連絡いたします。

※終身会員の対象は、すでに御退職をされた管理職、及び、今年の3月末に御退職予定の管理職の方になります。管理職以外の方は、加入できません。

※再任用で学校に引き続き勤務される場合は「現職扱い」となり、現職を退職されるまで、終身会員の申し込みができません。ただし、退職後に非常勤教員や時間講師として学校に勤務する場合は、「退職扱い」とするため、終身会員の申し込みが可能です。